

編集にあたって

加藤 由花 東京女子大学

のいつか、2016年の夏を振り返ったと **△)**き,それはきっと「ポケモン GO の夏」

として思い返されるに違いない. 一時の熱狂的なブ ームは過ぎ去ったとはいえ、私たち情報処理に携わ る者たちにとって、Niantic, Inc. (以下, Niantic) によって開発されたこのスマホゲームの登場は、確 かに「ポケモン GO の衝撃」だったはずである.

会誌編集委員会では今回、大きな社会現象を引き 起こしているこのゲームについて、緊急コラム集を 企画した. 幅広く諸分野で活躍されている方々に執 筆をお願いし、それぞれの専門の立場から、ポケ モン GO について、思うところを語っていただいた. スマホゲームがテーマなので、執筆をお願いしても 「ポケモン GO はやっていません|「興味ありません| と言われる可能性もある.しかし、予想に反し、皆

さん、実に深くゲームについて語ってくれた(これ も衝撃の1つであろう).

記事は主に2つの視点から構成した.1つは、こ のゲームがあまりに急激に普及したことにより引き 起こされた社会的な問題について、そしてもう1つ は、実に幅広い層にユーザが広がっているという特 性から、ゲームという枠にとらわれず、さまざまな 視点からの論考を集めたというものである. その結 果, 法律, 観光から哲学まで, バラエティに富んだ ラインナップになった.

読者の皆さんは、どのような視点でポケモン GO を見ているだろうか. 本企画が、IT の持つ社会 インパクトについて考えるきっかけになれば幸い である.

ポケモン GO の法的問題

板倉 陽一郎 (正会員) 弁護士・ひかり総合法律事務所

2002 年慶應義塾大学総合政策学部卒業. 2004 年京都大学大学院情報学研究科社会情報学専攻修士課程修了. 2007 年慶應義塾大学法務研究科(法科大 学院)修了. 弁護士 (ひかり総合法律事務所パートナー). 本会電子化知的財産・社会基盤研究会幹事. itakura@hikari-law.com

ポケモン GO によって引き起こされている事態

ポケモン GO が AR (Augumented Reality) 空間 を通じて行っていることは、1つは、(野生の)ポ ケモンの出現であり、もう1つは、現実世界のラン ドマークを、ポケストップやジムに指定することで ある.

ポケモンの出現は、ある程度地域別に設定されて おり、都市部の著名な公園では、意図的にレアポケ

モンが配置されている感もある. これにより、「出 現場所 (とされている場所) に向かい, その場に滞 留する」という行動が誘発される.

ポケモンをゲットする手段は、野生のポケモンを モンスターボールで捕獲することと、「卵」を孵化 させることである。野生のポケモンについては、出 現が出現音または振動で知らされる. クリックする と、捕獲の画面に遷移するが、出現してしばらく時 間が経つか、出現場所からある程度離れるとポケモ

ンは消えてしまう.「卵」は、歩行距離を稼ぐこと で孵化するが、歩行距離にカウントされるためには、 ポケモン GO を起動しつつ、一定の速度以下で移動 することが必要である. 自転車や自動車での移動で も速度を低下させればカウントされる. これらの仕 様から、歩きスマホや、運転しながらのスマホが誘 発される.

ポケストップ周辺ではアイテムが得られるほか、 ルアーが刺されると、ポケモンの出現率が上がる. また、ジムでのみバトルを行うことができる、これ によって、「ポケストップやジムに向かい、その場 に滯留する」という行動が誘発される. また、ポケ ストップやジムの場所を確認するために、いわゆる 歩きスマホが誘発される.

要するに、ポケモンGOは、①出現場所、ポケス トップまたはジムへの移動とそこでの滞留と、②歩 きスマホ、運転しながらのスマホ、を誘発する仕様 になっている.

出現場所、ポケストップまたはジムへの移動 と滞留が引き起こす法的問題

(1) 出現場所、ポケストップおよびジムの削除・修 正についての運営社の態度

ポケストップまたはジムは、ポケモン GO 運営 社である Niantic が先行して運営している位置情報 ゲーム「Ingress | の「ポータル | が流用されてい $\delta^{\otimes 1}$. ポータルはポケストップまたはジムの現実空 間での所有者や管理者の許可を得て申請されていた わけではなく、出現場所についてはポケモン GO の 任意であるため、出現場所、ポケストップまたは ジムに指定されたランドマークの所有者や管理者 は、突然の来訪者の増大に困惑することとなる。ポ ケストップやジムに関し、ポケモン GO は削除・修 正の申請フォームを用意しているが、「いただいた 申請をもとに、ポケストップやジムを個別に確認し ております. 判断によっては、削除をお断りする場 合もございます」として、常に応じるわけではない との姿勢を見せている. また、ポケモンの出現につ いては削除・修正の申請フォーム等は用意されてお らず、これについて申し入れる場合は別途行うこと となる。実際に、北海道大学(大学構内)や東京電 力 (原発敷地内) などが、ポケモンを出現させない よう Niantic に申し入れている.

(2) 所有権に基づく削除請求

出現場所、ポケストップおよびジムの削除・修正 を Niantic が断った場合, これを法的に請求するこ とができるか. 現実世界で猛獣を放たれたのであれ ば、土地所有権に基づく妨害排除請求または妨害予 防請求として、猛獣を放ったものに対して排除を請 求することができる。ポケストップやジムを勝手に 建築された場合も、同様に収去を請求することが できる. しかし、AR 空間には土地所有権は及ばず、 土地所有権に基づく削除請求はできないと考えるべ きであろう. 所有権は「所有物の使用、収益及び処 分をする権利」であって(民法206条)、物理的な 使用以外に及ぶものではないと考えられるからであ る. 著作権消滅後に、所有権者が無体物としての面 に対する排他的支配権能を獲得することを否定した 判例^{☆2}や,物(競走馬)のパブリシティ権を否定 した判例^{☆3}も、同様の前提に立っている.

(3) 人格権または営業権に基づく削除請求

所有権に基づく削除請求ができなくとも、実際に
 来訪者の増大によって敷地内に入り込んでくる事案 が生じ、プライバシーが害されたとか、売上が減少 したなどの被害が生じている場合はどうか. インタ ーネット上の書き込みによってプライバシーが侵害 されたり、名誉が毀損されたりした場合には人格権 に基づく削除請求が、営業に被害が生じた場合には 営業権に基づく削除請求が認められており、出現場 所、ポケストップまたはジムの指定によりこれらの 具体的被害が生じているような場合には、人格権ま たは営業権に基づき、ポケモンの出現、ポケストッ プまたはジムの指定自体の削除請求が可能なことも あり得よう. また、ポケストップの説明に名誉毀損

••••••

^{••••••} ☆1 「ポケモン GO 集客快調 配信 1 か月 マクドや商店街 売り上 げ増」読売新聞 2016年8月10日大阪朝刊8頁.

 $^{^{\}diamond\,2}$ 最判昭和 59 年 1 月 20 日民集 38 巻 1 号 1 頁.

的表現があれば、これについても人格権に基づく削 除請求が可能であろう(AR 空間における名誉毀損 の問題は垂水らが指摘していた^{☆ 4}).

歩きスマホおよび運転しながらのスマホが引 き起こす問題

ポケモン GO は「アプリのインストール後、初め て起動する際に利用規約と注意喚起画面を表示し、 同意しないとゲームを進めないようになっていま す|「アプリの起動時にも、毎回必ず、周囲に注意 して遊ぶよう全画面表示で注意喚起し、同意しない とゲームを始まらないようになっています」等、安 全対策を強調しているが☆5,前述のとおりその仕様 は明らかに歩きスマホや運転しながらのスマホを誘 発しており,ポケモン GO に起因する道路交通法違 反が多発しているほか, 死亡事故まで発生してい る^{☆ 6}

このような状況を前提にすれば、Niantic が運転 しながらのスマホを誘発していることが、民法上の 幇助(719条2項)や共同不法行為(719条1項) に該当するとして、交通事故の被害者からの損害賠 償請求を受けること (飲酒運転の場合, 同乗者に幇 助や共同不法行為の責任が認められている例があ る^{☆ 7}) や,交通事故の加害者から,共同不法行為者 として、求償(不当利得返還請求)を受けることも あり得るであろう. さらに、今後も道路交通法違反 や自動車運転処罰法違反の刑事犯が増加するとすれ ば、Niantic 自体への刑事捜査の可能性も否定でき まい (Niantic は外国法人であり、国際刑法上の問 題は別途考察が必要である).

ポケモン GO に関する注意喚起の狙い

山内 智生 内閣サイバーセキュリティセンター

1989 年旧郵政省入省. 主に、電波、研究開発、セキュリティ関係業務に従事. 2009 年総務省情報通信国際戦略局研究推進室長、2014 年同宇宙通信政 策課長を経て、2016年6月より NISC 参事官(基本戦略担当).

NISC が出した注意喚起

7月20日、内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) は、「ポケモン GO」の注意喚起を発出した. NISC は、サイバーセキュリティ戦略(戦略)に基 づき、種々の普及啓発活動を行っており、Twitter、 公式 Web サイトを始め 4 つのメディアで不正プロ グラムや不審なメールへの対処方法、情報モラル教 育等に関する情報を発信している. この注意喚起は, 大きな反響を呼び、たとえば、「NISC @みんなの サイバー天気予報 | というアカウント名の Twitter では、通常数十程度のリツイートが3万以上もあ った.

報道機関からの質問と NISC の考え方

この注意喚起について報道機関から取材を受けた 際の質問と NISC の考え方を紹介する.

①注意喚起の意図は何か. なぜ, リリース前に出し たのか.

ポケモン GOが AR を本格的に普及させ得るもの と認識していたところ、米国等でのリリース直後か ら,交通事故,強盗などの事件に巻き込まれるとの 報道があり、国内で同様の事故・事件により、ポケ モン GO だけでなくスマートフォンの利用が不適当 との論調が生じることを懸念し、リリースに先駆け て注意喚起を行った. 7月20日は公立学校の終業 日に当たり、低年齢層への訴求を意識した.

②政府機関が特定ゲームの注意喚起をするのか.

^{☆4} 垂水浩幸,森下 健,上林弥彦:SpaceTag のアプリケーション とその社会的インパクト,情報処理学会研究報告,1999-GN-033, Vol.1999, No.88, pp.31-36 (1999).

^{☆5} http://www.pokemongo.jp/faq/(2016 年 9 月 2 日閲覧)

 $^{^{\}diamond\,6}$ 「運転中ポケモン,2 例目死亡事故,愛知. 」日本経済新聞 2016 年 8 月 26 日朝刊 15 頁,「ポケモン GO の道交法違反 727 件,警察庁ま とめ. | 日本経済新聞 2016 年8月4日名古屋朝刊 21頁.

 $^{^{\,\}diamond\,7}$ 東京地裁八王子支部判平成 15 年 5 月 8 日判時 1825 号 92 頁.

NISC では、「情報セキュリティハンドブック」 を発行するなどの普及啓発を行っている. 今回の注 意喚起は、ポケモン GO で想定される屋外利用、低 年齢層の利用者を意識し、あえて固有名詞を前面に 出し、関心を呼ぶような記載方法にした.

③セキュリティ以外の事項も記載するのか.

まずスマートフォン一般、そして屋外で遊ぶとい う特徴に着目した注意点を記載した. 通常のセキュ リティ対策では含まれない項目もあるが、ポケモン GO を使う上でリスクとなり得る項目をまとめた.

NISC の考え方

戦略では、目指すべきサイバー空間を「表現の自 由, イノベーションの創出, 経済社会の活力の向上 に寄与するため、不必要な規制に寄らず、自由が保 障された空間(後略) としている。また、「サイバ ーセキュリティに対する認識を深め、各主体の協力 的かつ自発的な取組を通じて、その脅威に対処でき る ことを目指している.

今後とも、NISCとしては、サイバー空間の健全 な発展に貢献できるよう、 適切な情報発信を行いた



図-1 NISC が出した注意喚起

いと考えている.

歩きスマホ禁止に反対、ポケモン GO 排除に反対

塚本 昌彦 (正会員) 神戸大学大学院

1964 年大阪生まれ、京大修士了、シャープ、阪大を経て、神戸大教授、現在に至る、工博、NPO ウェアラブルコンピュータ研究開発機構理事長、 NPO 日本ウェアラブルデバイスユーザ会会長. tuka@kobe-u.ac.jp

日本で初めて路面電車が走り始めた頃、列車の前 を走って注意喚起を呼びかける前走り人という役目 が生まれた、夢の乗り物も開業時は認知されておら ず、後ろを気にすることなく人々はのんびりと往来 していたのであろう、このように世の中になかった ものというのは概ねそのメリットに相反してデメリ ットも生まれる. 何を言ってるのだ、ポケモン GO を公共交通機関と同等に語るべきではない、と言う 人もいるかもしれない. しかし、ポケモン GO とい ういわゆるゲームの裏には、未来の生活を一変させ るポテンシャルがある. それは路面電車が社会のダ イナミクスを変えたことと同じかそれ以上のものだ と筆者は思っている.

全国的に、危険防止のために歩きスマホが禁止さ れるという流れが顕著になりつつあるが、これは本 当に正しい方向なのだろうか. 危険があるから禁止 というのではなく、前走り人のように、危ないです よ、と注意喚起するのにとどめておいて、それぞれ が自分を律するようにすることのほうが有意義で はないだろうか. 歩きスマホおよびポケモン GO は, 今後の実世界でのあらゆるサービスを包括する新た なプラットホームであり、AR やサイバーフィジカ

ル、IoT (Internet of Things), ウェアラブルなど の言葉に象徴される今後の実世界コンピューティン グへのステップである. 禁止するということは進展 を阻むだけでなく世界の動きから後退することであ る. また、一度禁止すると将来撤回するのはかなり 難しくなるということもある。撤回後に万一事故が 起これば撤回を判断した人間が突き上げられる. さらに、ゲームにふさわしくない場所や迷惑な場所 としてポケストップ・ジムを排除する動きもあるが, 筆者はこれにも反対である. 神社や慰霊碑などでの 無礼は許しがたい. しかし、問題を共に考えること で、今後はその場にふさわしい、その場で便利に利 用できるようなコンテンツになっていくとともに、 場所自体がコンテンツと融合した新しい機能・役割 を担うものとなっていくであろうと思う.

すべての新しく有望な技術は、社会に広める前に 早めに問題点を抽出してそれを解決する技術を開発 すべきである. 同時にルール作りや社会啓蒙も必要 である. 人と技術は相互作用しながら進歩し続ける べきで、かつての鉄道、自動車や家の中で使う電灯、 電子レンジや包丁などの刃物に至るまで危険を伴い ながら、人類が多くの努力と犠牲の中で社会や生活 に取り入れてきたものである. ポケモン GO はゲー ムゆえに必要性が見えにくいのだが、その先には人 類を豊かにする大きな世界が見えている。その世界 をうまく築きあげてゆけるよう. 配慮しつつ推進し てゆくべきだ、それこそ情報技術をうまく使えば犠 牲を最小限にして進めてゆけるかもしれない.

最後に、小中学生のポケモン GO の禁止にも反対 である.子どもたちは大いにゲームをすればいい. 危険回避の問題だけでなく成績の下がる子どもが出 てくるのかもしれない. しかし、それはゲームに限 ったことではない. スポーツに熱心になる子どもも いるし、恋愛の場合もあるだろう、咎めるのではな く, ひとつのステップとするかどうかである. 子ど もたちが将来歩きスマホの中で危険を知らせてくれ たりマナーを教えてくれるアプリを開発するのかも しれない. と、中学生の頃インベーダーゲームに魅 せられてコンピュータの道に進み、研究者になった 筆者は思うのである.

観光にまつわる問題点とその解決策

井出明(正会員) 追手門学院大学経営学部

京都大学経済学部卒業.同大学院情報学研究科指導認定退学.博士(情報学).社会情報学とダークツーリズムの手法を用いて、災害復興や戦争の記憶 の承継に取り組む. 監修書に『DARK tourism JAPAN (ダークツーリズムジャパン)』 (東邦出版) 他. aide@otemon.ac.jp

ポケモン GO が配信された直後から、観光学の領 域において議論の俎上にのったのは、アウシュビッ ツ強制収容所や広島の平和記念公園といった悲劇の 記憶にまつわる場所でゲームを楽しむことが倫理上 および道徳的に許されるのかというトピックであっ た、報道によれば、両ケースともポケストップ(以 下ポケストと略す)が削除され、ゲームを楽しむ姿 は見られなくなった. ただし、両者の成り立ちや地 理的特性はまったく異なるものであり、アウシュビ ッツはクラクフから60キロ程度離れた郊外の地で あるオシフィエンチムにあるのに対し、広島の平和 記念公園は百万都市の中心部に位置し、かつての軍



図-1 新しい World Trade Center にはジ ムが配置され, 近隣 の追悼のエリアから でもバトルに参加で きる

の活動と関連した部分も含んでいる.

また、同様の論理でポケストを排除したニューヨ ークのグラウンドゼロについては、事実上、実効性 はないと言ってよい. 筆者は現地を調査してみたが, グラウンドゼロの追悼公園には、たしかにポケスト そのものは置かれていなかったものの、この公園は 面積自体が狭く、周囲のポケストやジムに近いため、 事実上ポケモン GO で遊ぶことが可能であり、ベン チに座ってゲームを楽しむ風景も散見された.

一方、悲劇の現場であっても、東日本大震災で被 災した東北三県と先日地震を経験したばかりの熊本 県は、ポケモン GO を使った観光誘客に乗り出して いる.

このように分析していくと、ポケモン GO の衝撃 があまりにも大きかったために、地域の歴史性や特 徴をあまり丁寧に考えることもなしに、議論が先走 りしてしまった感が拭えない.

では、技術者と地元の関係者はどのようにポケモ ン GO に対応すればよいのであろうか.

俯瞰的に見てみると、メディアの取り上げ方がセ ンセーショナルであったためか、技術的に対応可能 な、「時間のコントロール」という視点が欠けてし まっていることが、摩擦を大きくしているように思 われる. たとえば、広島の平和記念公園では"明る い"イベントが開かれることもあり、そのような行 事の際には、ポケモン GO を用いて集客を試みたと してもあまり違和感はないかもしれない. 逆に、ポ ケモン GO を復興の手段として考えている被災地に しても、3月11日に東北でポケモンGOをプレイ



グラウンドゼロの追悼公園内部にはポ ケストジムもないが, 近隣には数多く存在する

されてしまうと、それは遺族や被災者の気持ちを逆 なですることになりかねない.

現状、ポケストやジムについては、「有」か「無」 の二元論で語られてしまい、「いかに適切な時期に 出現させるか」という方向に話は進んでいない、観 光の観点から場所について考えるとき、その観光対 象は常に同じ意味を持つのではなく、時期や訪れる きっかけによって、その相貌は変化すると考えられ ている.

今後、ポケモン GO を用いた地域振興を考える際 は、運営会社と自治体でタイムマネジメントを行い、 適切な時期にポケストやジムを機能させるという解 決策を目指すことは大きな合理性があろう.

ゲームとして見たポケモン GO

福地 健太郎 (正会員) 明治大学総合数理学部

2004 年東京工業大学大学院情報理工学研究科博士後期課程単位取得退学. 博士 (理学). 電気通信大学, ERATO 五十嵐プロジェクトを経て, 2013 年 より現職 kentaro@fukuchi org

ポケモン GO はゲームか

ポケモン GO のゲームとしての側面を検討するに

あたって、同ゲームに明確な達成目標(ゴール)が 設定されていない点に着目したい.

これまでのポケモンシリーズのゲームはいずれも.

すべてのポケモンを集めてポケモン図鑑を完成させ ること、およびポケモンバトルでのリーグ制覇、と いうゴールが設定されている. しかしポケモン GO では、国境をまたいでのポケモン図鑑の完成は著し く困難であり、またジムでのポケモンバトルは単調 で、誰もが目指したくなるゴールにはどちらもなり 得ていない.

ゲームデザイナーの Greg Costikyan や Chris Crawford は、明確なゴールをゲームの条件として 挙げており、それがないものを「玩具」「遊び」と しているが、これに沿うならば、ポケモン GO はゲ ームと遊びの中間物だと言えよう. 実際, 同ゲーム はむしろ昆虫採集によく似ており、プリミティブな インタラクションの楽しさに主眼が置かれているよ うに感じられる.

こうしたゲームデザインは近年のブラウザゲーム やスマートフォンゲームにもよく見られる. その背 景のひとつに、ゲームの重心が「キャラクタ」へ移 ってきているという状況がある.

近年では強い個性を持つ多数のキャラクタが登場 する種類のゲームが人気を集めている. 多数のキャ ラクタの個性を演出し分け、その集積によりゲーム の世界観を消費対象として提供するためには、キャ ラクタを感じさせる材料をゲーム内に多数投入する 必要がある. ゴールのないゲームデザインは、この キャラクタ演出を継続的に投入するための器として 機能する.

Niantic は前作「Ingress」で世界観を断片的に提 供する仕組みを幾重にも用意していたのだが、屋外 でスマートフォンを扱いながらそれを享受するには 困難が伴い、成功していたとは言いがたい、ポケモ

ンGOではそれを踏まえてか、断片の提供は抑えら れている。ポケモンシリーズの経験が豊富なプレイ ヤであれば過去の蓄積からそれを補って楽しめるの だが、ポケモン GO で初めてシリーズに触れたプレ イヤにはポケモンはよく分からない存在のままであ り、断片的な情報を集めることで世界を読み解いて いくという遊びが成立しない.

生命を吹き込まれるポケモン

しかし11月には従来のシリーズに連なる新しい 作品の投入が予定されている. ポケモン GO で初め てポケモンに触れた人に対しては、明確なゴールや キャラクタ演出はそれによって補われることになり、 宙吊りになっていた「ポケモン」という記号を接地 し、世界観を獲得する機会が提供される。またかつ てポケモンシリーズを遊んでいた人に対しては、ポ ケモン世界への回帰を促す. どちらにせよ, プレイ ヤのポケモンリテラシーは大きく育つこととなる.

そうなれば、ポケモン GO はそのリテラシーを前 提としてさらに進んだ仕掛けを打つことができるよ うになる. ポケストップにプレイヤ同士で集まる行 為に、より世界観に沿った意味を持たせることもで きようし、個々のポケモンの特徴と地理的条件とを より密接に関係させることもできるだろう. ポケモ ンや他のプレイヤとのインタラクションに、プレイ ヤが自分で意味を構築して楽しむ流れも強化される.

この相補的な関係が軌道に乗れば、屋外でのイン タラクションを最小限に抑制し安全性を向上させつ つ、より深いゲーム体験を提供することが可能とな るだろう. 屋外 AR ゲームとしてのポケモン GO が 真に飛躍する可能性は、その先にある.

AR サービスとしての視点

水野 慎士 (正会員) 愛知工業大学情報科学部

名大大学院博士後期課程修了. 博士(工学). 豊橋技科大を経て, 現在は愛知工業大情報科学部教授. CG, インタラクティブシステム, バーチャルリアリティ に関する研究教育に従事. s_mizuno@aitech.ac.jp

ポケモンGOの特徴の1つに実写映像とポケモン

を合成して表示する AR 機能がある. マップ画面に



ポケモン出現場所にダッシュする人々(シドニー)

出現したポケモンをタップするとビデオカメラが起 動して AR モードとなり、スマホのセンサ情報によ って撮影角度の変化に応じてポケモンの表示も変化 して、その場に実際に存在するように撮影中のシー ンにポケモンが合成表示される.

AR 機能の実装自体は他のスマホアプリでも従来 から行われている. たとえば「セカイカメラ」では 実世界のさまざまな場所に埋め込まれたタグをカメ ラ越しに AR で確認できた。また、映画ロケ地散策 アプリ「タカハマ物語 de おにごっこ」 $^{1)}$ では、ア プリが示す矢印に従ってロケ地を順次巡り、ロケ地 に近づくとカメラが起動して、周囲に潜むオニをカ メラ越しにARで探してタップして捕まえるという, ポケモン GO と似たコンセプトを持つ.

ポケモン GO の AR 実装に技術的な新しさはない が、アニメキャラクタを実世界に登場させるという シンプルだが多くの人々が夢見る世界を実現したこ とはポケモン GO ヒットの一因であると言える. ア ニメキャラクタと実写の合成は1940年代のアニメ 「ドルーピー | や 1988 年の映画 「ロジャーラビット | で用いられるなど、古くから人々の興味を引き付け てきた、そして現代のポケモンGOでは、お馴染み のポケモンが自分の身の回りに登場するだけでなく, モンスターボールを投げてポケモンを捕まえるとい うインタラクションまで実現した. 実世界のさまざ まな場所へ AR で登場したポケモンのスクリーンシ

ョットは非常に大きなインパクトとなり、某国大統 領執務室に登場した「ニャース」が世界中のニュー スで取り上げられたり、フライパン上ではねる「コ イキング」がSNSで多数投稿されて拡散したりした.

アプリ開始からしばらく経っていわゆるライトユ ーザは減少したが、残ったユーザはポケモン収集に 熱心で、この原稿を執筆中のシドニーではレアポケ モンが現れるたびに群衆が出現ポイントに向かって 猛ダッシュする様子が何度も見られた. ただし AR 機能を使うユーザの比率は開始当初に比べると大 きく減少していると感じる. これは AR 自体に当初 の目新しさがなくなった今、AR機能がポケモン捕 獲に有用でなく起動させる必要がないためである. AR 機能を使用するとポケモンに向けてスマホを構 える必要があるが、AR機能を使わなければスマホ を机の上に置いたまま手軽にポケモンを捕まえるこ とができる. 実際, 筆者の周囲でポケモン GO を継 続している 15 人の中で日常的な AR 機能の使用は 皆無であった.

ポケモン GOの AR 機能はアプリ開始時の爆発的 なスタートダッシュの大きな原動力になった. し かしゲームが安定期に入った今、AR 機能の使用は SNS への投稿目的などユーザと状況が限られてい る. AR 機能の常時使用はカメラ起動によるバッテ リー消費や安全面などの問題も考えられるため、ア プリ開発元自体が継続的な使用を狙っていないこと

も考えられる。これらの問題が解決されたとき、ポ ケモン捕獲に AR 機能が本質的に絡む次世代ポケモ ン GO も期待される.

参考文献

1) 菰田悟史, 鷹巣由佳, 水野慎士: 地域映画「タカハマ物語」の ロケ地散策のためのスマートフォンアプリ、情報処理学会研 究報告, Vol.2013-DCC-3, No.16 (Jan. 2013).

位置情報サービスとしての可能性

河口 信夫 (正会員) 名古屋大学未来社会創造機機構

1995 年名古屋大学大学院工学研究科博士課程満了. 同大助手, 准教授を経て 2009 年より同大教授. 位置情報・ユビキタスシステムに関する研究に従事. 2012 年に NPO 位置情報サービス研究機構 (Lisra) を設立. 博士 (工学). kawaguti@nagova-u.jp

日本には「コロニーな生活☆ PLUS (以下コロ プラ)」や「ケータイ国盗りゲーム」に代表される, ガラケー (スマートフォン以前の高機能携帯電話) の GPS や基地局位置情報を活用した「位置ゲー」 と呼ばれるゲームジャンルが10年以上前から存在 している. その意味で「ポケモン GO | や「Ingress | といった位置情報を活用したゲームの存在は決し て新しくない. すなわち, 位置情報サービスとし ての可能性が「ポケモン GO」の登場によって大き く変わったか、というと、ほとんど変わっていな い、というのが実際である。ただ、今回の「ポケモ ン GO | の登場が、多くの人にとって「位置 | を使 ったゲームを知る初めての機会となったことは確か であろう. また、公園などの「ポケストップ」の密 集地において、多くの人がゲームに興じる姿を見か けたり、報道されたりしたため、位置情報ゲームに より「人を動かしたり、集めたりできる」という事 実が,広く社会に認知された点も重要である.私の ような位置情報サービスの研究者にとっては「位置

に紐づけた情報を利用者に提供して行動変容をさせ る」といった研究内容を、実感を伴って一般の人に 説明することは、これまでは大変難しかったが、今 後は「要は、ポケモン GO ですよ」で、簡単に伝え ることができるようになり、大変ありがたい. 逆に 言えば、行動変容や位置情報提供を目的としたサー ビスに関するアイディアを, より多くの人が発想し やすくなったとも言えるため、今後は、新しい位置 情報サービスが、これまで以上に多く登場すること が期待できる.つまり「ポケモン GO」は,位置情 報サービスの認知度向上や普及・発展に大きく貢献 してくれたと言える. また、ポケモンという、グロ ーバルに認知度が高く、さらに屋外で捕獲すること に違和感がないキャラクタの選択が、このゲームが これだけ話題を集めた理由の1つであるため、今後 の位置情報サービスの開発においては「認知度が高 く、対象とするサービスに適性が合ったキャラクタ という観点が重視されるようになるであろう.

哲学としてのポケモン GO

黒崎 政男 東京女子大学

1954 年仙台市生まれ、東京大学大学院博士課程修了(哲学)、現在、東京女子大学人文学科哲学専攻教授、著書に『デジタルを哲学する』、『カント『純 粋理性批判』入門』, 『哲学者クロサキの哲学超入門』 ほか多数. PFH00600@nifty.com

なんの変哲もない普通の公園. そこにある日を境 にして、見知らぬ人々が大挙押しかけ、通勤ラッシ ュのような人混みが発生する. 突然のこと, しかも,

前代未聞のことだ、彼らによれば、この公園には、 実に多くの妖怪たちが存在しており、しかもピカチ ュウなどという珍しいモンスターもいる. 実際, 何

人ものハンターがそのモンスターを捕獲した、と語 り合っている. 捕獲したという証拠は、彼らが持っ ているスマートフォンという機械の中にちゃんと残 されている.

それまで、その公園でのんびり時間を過ごしてい た人たちには、いったい全体何が起こったのか、と んと見当がつかない、ハンターによれば、ここには、 2016年7月のある日を境に、大量のモンスターた ちが存在するようになったのだそうだ. 普通の人に は、そんなものは一切見えない、ここにコラッタが いる、あそこにコイキングがいる、そのような彼ら の叫び声は、きわめて異様であり、不気味ですらある. ポケモン GO は、現実世界で人が感知できる存在 に<何か別の情報>を加え現実(Reality)を「拡 張(Augmented)」表現する技術、つまり、「AR(拡

張現実) | を使っている. AR は現実の世界にディ

ジタル情報を重ね合わせるものだと言ってもいいだ

ろう.

ポケモン GO をやっている人とそうではない人で は、見えている景色が違う、見慣れた風景が、ポケ モンも存在する世界に変容するわけだ. みんなが見 ている空間に、ある特殊な人々(といっても世界中 に何千万人といるだろうか) だけが、見えないもの を見ている.確かに、この光景は、室町時代に描か れた「百鬼夜行図」や「つくも神絵巻」を直の世界 で見ている感じだ.しかも.妖怪たちは突如出現し たり消失したりで、流動する自由霊のようだ.

AR テクノロジーによって、この世に出現するこ とになったポケモンたちの<存在の濃さ>、存在様 態は、どのようなものなのだろう. 本当に存在して いる、とはいったいどういうことなのか、見える人 だけに見えるポケモン. あるデバイスを通すと、そ こにあまねく存在するポケモンのあやうさと確かさ は、霊感体質の人々にだけ見えるという霊のそれと どれだけ異なっているのか、いないのか.

「この古い旅館、昨日も野武士の幽霊がでたらし いよ. 霊感体質のA子は、昨日その幽霊と話した んだって

霊が見える、という人々が、どうしても一般の人 と話が通じない、というのであれば、この AR 技術 を使って、古い旅館に半透明ぐらいの幽霊を重ねて やれば、一般の人は、ああ、こんな感じで見えてい るのか、ということを理解するだろう.

中世哲学において<存在 (ens) の一義性 (univocatio) >ということが語られた、神の存在も天使の 存在も個物の存在も「存在」という限りで、一義的 でなければならい、というものだが、現代のディジ タル・テクノロジーが繰り出してくるさまざまな Reality (実在) の存在様態は、はたしてどんな「存在」 なのだろうか、そして「存在」について考えること はとても難しい. プラトンはその対話篇『ソフィス テス』で「我々が<存在>ということばでもって一 体なにを思い描いているのか. 我々は以前はもちろ んそれをよく知っていると信じていたのだが、今で はまったく心許なくなっている」と語らせているが、 少なくとも、ARを「仮象」や「仮想」や「付加」 といった非本質的な存在として処理してしまおうと する態度は早晩、挫折してしまうことだろう.

